

由布市公告第3号

由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業  
の実施について

由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業にか  
かる公募型プロポーザル方式による事業者の選定について、次のとおり公  
告する。

令和6年3月22日

由布市長 相馬 尊重



1. 業務名

由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業

2. 公募期間

①参加申込書

令和6年3月22日（金）～令和6年4月26日（金）

②提案計画書

令和6年4月30日（火）～令和6年5月24日（金）

3. 交付書類

- (1) 由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用  
事業公募型プロポーザル実施要領
- (2) 由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用  
事業公募型プロポーザル評価要領
- (3) 様式第1号から様式第8号
- (4) 物件調書

4. 交付方法

由布市ホームページ (<http://www.city.yufu.oita.jp/>) からダウン  
ロード

5. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国税（消費税含む）及び地方税を完納していること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- (5) 代表者（役員及び委任を受けた者を含む）又は、その経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- (6) 申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと。
- (7) 本事業の実施に必要な知識、資力、信用及び能力を十分に有しており、それを証する書面を提出できる者であること。

## 6. 参加手続き（提出必要書類）

### (1) 参加申込書

#### ① 提出書類

- ア、参加申込書（様式第1号）
- イ、構成員票（共同事業者のみ）
- ウ、由布市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式第2号）
- エ、同種・類似業務実績表（任意様式）
- オ、印鑑登録証明書（発行後3か月以内）

#### 【個人の場合】

- カ、住民票（発行後3か月以内）
- キ、身分証明書（本籍地の市町村が発行のもので発行後3か月以内）
- ク、納税証明書（発行後3か月以内）
  - ・「その3の2 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）」
  - ・市税の未納税額がないことの証明書

#### 【法人の場合】

- ケ、定款
- コ、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- サ、納税証明書（発行後3か月以内）
  - ・「その3の3 法人税と消費税及地方消費税）」
  - ・市税の未納税額がないことの証明書

#### ② 提出部数 各種1部とする。



③提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時

④提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）とする。持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く）。

(2) 提案計画書

①提出書類

ア、事業計画書（様式第3号）

イ、収支計画書（様式第4号）

ウ、価格提案書（様式第5号）

②提出部数 ア及びイ 12部、ウ 1部とする。

③提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時

④提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）とする。持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く）。

(3) 法人概要等

①提出書類

ア、会社概要書（任意様式）※会社概要がわかるパンフレット等

イ、法人の経営状況を説明する書類等

・会社法に定める計算書類一式（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及び附属明細書又はこれに相当する書類

②提出部数 ア 12部、イ 1部とする。

③提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時

④提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）とする。持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く）。

(4) 各種書類の提出先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 農政課 宛

7. 主な日程

1	公募開始	令和6年3月22日（金）
2	現地見学会	令和6年4月12日（金）午後2時から 申込期限：4月11日（木）午後5時まで
3	参加申込受付期間	令和6年3月22日（金）から 令和6年4月26日（金）午後5時まで

4	提案に関する質疑の受付	令和6年3月22日(金)から 令和6年4月19日(金)午後5時まで
5	質疑に対する回答	令和6年3月22日(金)から随時、由布市公式ホームページ上で回答
6	提案書の提出受付期間	令和6年4月30日(火)から 令和6年5月24日(金)午後5時まで
7	ヒアリング及び審査 (予定)	令和6年6月上旬
8	優先交渉権者の決定 (予定)	令和6年6月中旬
9	奥江自治区への説明会	上記決定日以降、下記契約日までの間
10	土地建物売買契約 (予定)	上記決定日以降、6ヶ月以内の間

8. 問い合わせ先

由布市役所 農政課

電話番号 : 097-582-1293 (直)

FAX番号 : 097-582-1359

E-mail : nosei@city.yufu.lg.jp